

令和 4 年 6 月 15 日現在

機関番号：32615

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K18103

研究課題名(和文)「憲法秩序における国際規範の実施権限」の文際的研究

研究課題名(英文) International Norms in Constitutional Systems: Trans-civilizational Approach

研究代表者

松田 浩道 (MATSUDA, Hiromichi)

国際基督教大学・教養学部・准教授

研究者番号：70609205

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本においては、すべての国家機関が国際義務を「遵守することを必要とする」(憲法98条2項)ことを前提に、機関適性の観点から実施権限行使のあり方を具体的に検討するのが適切なアプローチである。これにより、従来の「直接適用」・「間接適用」二分論ではなく、(1)狭義の直接適用、(2)裁判規範としての効力、(3)説得的権威(persuasive authority)、という3種類の枠組みが導かれる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の理論的成果を基盤として、日本において現実に生じている事案に対して、国際規範がどのように援用できるのか、実務的な考察を進めた。その成果は、下記のとおりである。「国際法適合的な国内法の解釈——入管収容と自由権規約」法律時報 94(4), 16-21頁 (2022)；国際法の国内的効力——宮崎・宇賀反対意見のインパクト 法律時報 93(11), 79-84頁 (2021)；人種差別撤廃条約に対する公安条例の適合解釈 ヘイトデモと道路の使用許可 国際人権 (30), 99-100頁 (2019)

研究成果の概要(英文)：In Japan, the appropriate approach is to examine the exercise of enforcement authority from the perspective of institutional suitability, based on the premise that all state organs are "required to comply" with international obligations (Article 98, Paragraph 2 of the Constitution). This leads to three types of frameworks: (1) direct application in a narrow sense, (2) validity as a justiciable norm, and (3) persuasive authority, rather than the traditional "direct application" and "indirect application" dichotomy.

研究分野：公法学

キーワード：国際法 憲法 裁判規範 直接適用 説得的権威

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究課題の核心をなす問いは、「国際法は憲法秩序においてどのように位置づけられ、私人は国際規範を用いてどのような法的主張を行うことができるか」というものである。本研究は、この問いが国際法の実施をめぐる各国憲法上の権限配分と密接に関連することに着目し、各国の状況を比較法的に研究するとともに、日本の法実務における実践的な枠組みを詳細かつ包括的に提示して、新しい判例法理の形成に寄与することを目指した。

これまでの主要な国際法学説は、国内的効力、序列、self-executing (直接適用可能性) といった概念を用いて、次のように説いてきた。まず、日本における先駆的な研究として高野雄一『憲法と条約』(東京大学出版会、1960)がある。同書は条約の締結に憲法上国会が参与し関係することの意義に焦点をあて、比較法的検討を経て、日本国憲法 98 条 2 項は条約の国内的効力を認めているとした。もっとも、ここでは国内的効力の問題は self-executing な性質を持つ条約についてのみ問題となる、すなわち、self-executing の問題を国内的効力の前提とするという考え方が採られていた。

これに対し、国内的効力を self-executing の前提とする、と整理し直したのが、岩沢雄司『条約の国内適用可能性—いわゆる "SELF-EXECUTING" な条約に関する一考察』(有斐閣、1985)であった。同書は、self-executing 及び direct applicability という言葉の本来の意味は、「それ以上の措置の必要なしに適用されうる」という意味であり、この概念を「国際法が国内で法規範としての地位を認められるか、国内において法として存在するか」という国内的効力の問題とはっきり区別する必要を説いた。この主張を受け、「直接適用」・「間接適用」の枠組みによって分析を行うことが、日本の国際法学における一般的な理解であった。

2. 研究の目的

しかし、各国憲法秩序における権限関係の相違点を踏まえると、日本においては、アメリカ合衆国における self-executing treaty の法理やヨーロッパにおける direct applicability / direct effect の枠組みをそのまま用いることはできない。実務的にも、従来の国際法学説が説いてきた主観的基準・客観的基準が用いられる場面は限られている。

そこで本研究は、アメリカ合衆国・イギリス・フランス・ドイツ・中国・台湾・韓国・日本の憲法秩序における国際規範につき、その実施権限の配分原理を比較法的に探究した。

3. 研究の方法

方法としては、伝統的な判例・学説の比較法研究である。さらに本研究は、海外の状況を踏まえつつ、法曹実務家との対話を踏まえ、現実に生じている日本の法実務に対してどのような示唆を与えられるかを検討した。

4. 研究成果

日本においては、すべての国家機関が国際義務を「遵守することを必要とする」(憲法 98 条 2 項)ことを前提に、機関適性の観点から実施権限行使のあり方を具体的に検討するのが適切なア

アプローチである。これにより、従来の「直接適用」・「間接適用」二分論ではなく、(1) 狭義の直接適用、(2) 裁判規範としての効力、(3) 説得的権威 (persuasive authority) という3種類の枠組みが導かれる。

日本において主観的基準・客観的基準からなる直接適用可能性の要件論が意味を持つのは、国際規範のみによって具体的な金銭給付請求権等を基礎づけ、狭義の直接効果を導く場合に限定される。国際法に照らして国内法令・国家行為の司法審査(国際法適合性審査)を行う場面では、国内公法学の枠組みと接続させ、プログラム規範と対比された裁判規範性を検討することになる。国家に対して不作為義務を課す人権条約や環境条約は、原則として裁判規範性を持つと考えられる。裁判規範性は、直接適用可能性や直接効果とははっきりと区別しなければならない。

特に、拙著『国際法と憲法秩序——国際規範の実施権限』(東京大学出版会、2020)は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、台湾、韓国、日本の比較法研究を踏まえて、次のように主張した。各国憲法秩序における権限関係の相違点を踏まえると、中国、台湾、韓国、そして日本においては、アメリカ合衆国における self-executing treaty の法理やヨーロッパにおける direct applicability / direct effect の枠組みをそのまま用いるべきではない。実務的にも、従来の国際法学説が説いてきた主観的基準・客観的基準が用いられる場面は限られている。特に日本においては、すべての国家機関が国際義務を「遵守することを必要とする」(憲法98条2項)ことを前提に、機関適性の観点から実施権限行使のあり方を具体的に検討するのが適切なアプローチである。日本において主観的基準・客観的基準からなる直接適用可能性の要件論が意味を持つのは、国際規範のみによって具体的な金銭給付請求権等を基礎づけ、狭義の直接適用を導く場合に限定される(直接適用可能性の狭義説)。

これまでの研究成果は、国内外の学会において報告し、単著や論文の形で出版することができた。理論的な側面につき、主たる成果は、下記の通りである。

『国際法と憲法秩序——国際規範の実施権限』(東京大学出版会、2020)

「憲法秩序における裁判規範としての国際法——直接適用可能性と裁判規範性の区別——」
国際法外交雑誌(2020)

International Law in Japanese Courts, The Oxford Handbook of Comparative Foreign Relations Law (Oxford University Press, 2019)

また、本研究の理論的成果を基盤として、日本において現実に生じている事案に対して、国際規範がどのように援用できるのか、実務的な考察を進めた。その成果は、下記のとおりである。

「国際法適合的な国内法の解釈——入管収容と自由権規約」法律時報 94(4), 16-21 頁(2022)
国際法の国内的効力——宮崎・宇賀反対意見のインパクト 法律時報 93(11), 79-84 頁(2021)
人種差別撤廃条約に対する公安条例の適合解釈 ヘイトデモと道路の使用許可 国際人権(30), 99-100 頁(2019)

研究成果は、オンライン教科書の公開という形で、一般向けにも公表した。

「国際法と国内法」『コモンズ国際法』<https://commonskokusaiho.wixsite.com/commons-il>

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 松田浩道	4. 巻 N/A
2. 論文標題 「国際法と国内法」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『コモンズ国際法』	6. 最初と最後の頁 N/A
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松田浩道	4. 巻 30
2. 論文標題 人種差別撤廃条約に対する公安条例の適合解釈 ヘイトデモと道路の使用許可	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 99-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 MATSUDA Hiromichi	4. 巻 8(2)
2. 論文標題 [Book Review] Globalization and Constitution: Tensions and Coordination with Supranational Legal Order by YAMADA Satoshi	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Asian Journal of International Law	6. 最初と最後の頁 490-491
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/S2044251318000073	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松田浩道	4. 巻 32
2. 論文標題 日本国憲法98 条2 項に基づく国際規範の実施権限：「法律に優位する国内法的効力」から動態的把握へ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学年報	6. 最初と最後の頁 245-250
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松田浩道	4. 巻 130巻1・2号
2. 論文標題 「憲法秩序における国際規範 実施権限の比較法的考察(4)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 122, 75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田浩道	4. 巻 130巻7・8号
2. 論文標題 「憲法秩序における国際規範 実施権限の比較法的考察(5)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 156, 114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件(うち招待講演 7件/うち国際学会 5件)

1. 発表者名 松田浩道
2. 発表標題 憲法秩序における裁判規範としての国際法—直接適用可能性と裁判規範性の区別
3. 学会等名 北大国際法研究会(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松田浩道
2. 発表標題 国際規範の実施権限：憲法と人権条約との接合に向けて
3. 学会等名 科研基盤研究(A)「憲法および人権条約を接合する多元的・非階層的・循環的人権システム理論の可能性」研究会 2019年度 第1回研究会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松田浩道
2. 発表標題 国際法と憲法秩序――国際規範の実施権限
3. 学会等名 国際法学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 MATSUDA Hiromichi
2. 発表標題 Constitutional Obligation to Faithfully Observe International Norms: Article 98(2) of the Japanese Constitution
3. 学会等名 The Boundaries between International and Domestic Law, Kobe University Graduate School of Law（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 MATSUDA Hiromichi
2. 発表標題 The Role of Legislative and Administrative Organs in Implementing International Treaties: A Comparative Analysis
3. 学会等名 The Japan Chapter of the Asian Society of International Law The Global Annual Conference, Tokyo（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 MATSUDA Hiromichi
2. 発表標題 International and domestic law in Asia: A Comparative Analysis
3. 学会等名 Asian Society of International Law Regional Conference, Renmin University of China Law School, Beijing（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松田浩道
2. 発表標題 判例研究コメント：「ヘイトスピーチ関係訴訟」
3. 学会等名 国際人権法学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 MATSUDA, Hiromichi
2. 発表標題 International Law in Japanese Courts: Recent Developments of Persuasive Authority in Constitutional Interpretation
3. 学会等名 The 6th Biennial Conference of the Asian Society of International Law（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松田浩道
2. 発表標題 憲法秩序における国際規範の実施権限：国際法学と国内公法学の「領域横断」？
3. 学会等名 基盤研究（B）「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 MATSUDA, Hiromichi
2. 発表標題 International Law in Japanese Courts
3. 学会等名 Asian Society of International Law Interest Group on International Law in Domestic Courts Online Workshop（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松田浩道
2. 発表標題 日本における国際規範の実施権限：グローバル化に対応した法執行過程の視点から
3. 学会等名 基盤研究(B)「政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築」第5回研究会(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 MATSUDA, Hiromichi
2. 発表標題 Commentary to Professor Yao-Ming Hsu (National Cheng-Chi University), "Voluntary Application of International Commercial Treaties in Taiwanese Courts"
3. 学会等名 Asian Society of International Law Interest Group on International Law in Domestic Courts
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 松田浩道	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 248
3. 書名 国際法と憲法秩序――国際規範の実施権限	

1. 著者名 Curtis Bradley ed.	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Oxford University Press	5. 総ページ数 850
3. 書名 The Oxford Handbook of Comparative Foreign Relations Law	

1. 著者名 稲正樹, 寺田麻佑, 松田浩道ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 278
3. 書名 法学入門	

1. 著者名 Curtis Bradley ed.	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Oxford	5. 総ページ数 未定
3. 書名 Oxford Handbook of Foreign Relations Law	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>The impact of the UN human rights treaties http://www.icla.up.ac.za/impact-of-the-united-nations-human-rights-treaties-at-the-domestic-level</p>
--

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------